

北見市まちづくり基本条例 条文解説

企画財政部

目次

前文	1	第6章 市政への市民参加	17
第1章 総則	2	第25条 市民参加の推進	
第1条 目的		第26条 委員の公募等	
第2条 用語の定義		第27条 意見の公募	
第3条 条例の位置付け		第28条 住民投票	
第2章 まちづくりの基本理念 及び基本原則	4	第7章 協働のまちづくり	20
第4条 基本理念		第29条 市民活動の推進	
第5条 基本原則		第30条 協働の推進	
第3章 市民	6	第8章 情報の共有	21
第6条 市民の権利		第31条 情報の公開及び提供	
第7条 市民の責務		第32条 説明責任	
第8条 子どもの権利等		第33条 個人情報の保護	
第9条 事業者の責務		第9章 自治区	23
第4章 議会	8	第34条 自治区の設置	
第10条 議会の役割及び責務		第35条 自治区の連携	
第11条 議員の役割及び責務		第10章 危機管理	24
第5章 市長等	9	第36条 災害等への対応	
第1節 市長等の役割及び責務		第11章 国、北海道及び他の 自治体との関係等	25
第12条 市長の役割及び責務		第37条 国、北海道その他の 自治体との連携等	
第13条 市長以外の執行機関の 役割及び責務		第38条 国際交流等	
第14条 職員の役割及び責務		第12章 条例の改正等	26
第2節 市政の運営		第39条 条例の実効性の確保	
第15条 総合計画		第40条 条例の見直し	
第16条 財政運営			
第17条 行政評価			
第18条 組織運営等			
第19条 出資団体等			
第3節 公正と信頼の確保			
第20条 法令の遵守等			
第21条 行政手続			
第22条 公益通報			
第23条 要望、意見等への対応			
第24条 権利の擁護			

北見市まちづくり基本条例

平成 22 年 12 月 21 日施行

前 文

私たちのまち北見市は、澄みきった青空のもと、北海道の屋根・大雪連峰とオホーツク海にいだかれた実りの大地に産業や文化を育んできました。

私たちは、先人が歩んできた苦難の歴史や伝統から多くを学び、新しい時代に対応する北見市を目指します。それぞれの地域の特色を生かしつつ一体となって、困難も喜びも共に乗り越え共に享受していきます。

豊かな自然と共生し、互いに思いやりをもち、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、一人ひとりの声が活かされる市民自治を育てなくてはなりません。

私たちは、全ての市民が主体であることを基本に、共に手を携えて力を出し合う協働のまちづくりを進め、オホーツク圏域の中核都市を目指します。

私たちは、自らによるまちづくりのための最高規範として、ここに北見市まちづくり基本条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例を制定する趣旨や目的などを、これまで歩んできた歴史やまちの背景などを交えながら簡潔に説明しています。

ここでは、合併して生まれた新しい北見市の特徴である豊かな自然環境を書き綴り、開拓からこれまで先人が創り上げてきたまちの特色を生かしながら、市民一人ひとりが手に手を取り合って、さらなる発展に向けて共にまちづくりを進めていくことを誓い、そのための最高規範としてこの条例を制定することを謳っています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、北見市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を示し、市民の権利及び責務並びに議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的な事項を定めることにより、自立したより良い地域社会を築くことを目的とする。

【解説】

本条は、条例制定の目的を簡潔に表現したもので、各条文を解釈・運用する上での指針となるものです。

この条例は、市民みんなの手によって自立したより良い地域社会を実現させるよう、まちづくりの基本理念や基本原則を明らかにするとともに、その担い手である市民の権利及び責務、議会並びに市長等の役割及び責務などの基本的な事項を定めています。

地方分権が進む中、地域自らが自己決定と自己責任のもと、地域の特性を生かした特色あるまちづくりを進めていくことが求められています。「より良い」には、さらに前進しよう、育てていこうという想いが込められています。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) まちづくり 安全で安心な暮らしやすい地域社会をつくり、市民の快適な生活環境を確保するための活動の総体をいう。
- (4) 市政 まちづくりのうち、市民の信託を受けた議会及び市長等が担うものをいう。

【解説】

本条は、この条例を解釈・運用する上で共通認識を持つために、重要な用語の定義を定めたものです。

○市 民：地方自治法第10条に定める住民（市内に住所を有する人で、法人や外国人を含む）のほか、市外に住んでいても北見市に通勤・通学している人、市内で事業活動をしている個人や団体を含め、市民の範囲を幅広く捉えています。

これら個人や団体は、まちづくりを共に進めるパートナーであり、みんなの力を合わせてまちづくりに生かしていくことが大切です。

○市 長 等：市長その他の執行機関をいいます。

○まちづくり：まちづくりには、市民の自主的な活動、市民と行政との連携活動、公共事業などの活動があります。この条例では、安全で安心な暮らしやすい地域社会をつくるための公益的な事業や活動の総体をいいます。

○市 政：「まちづくり」のうち、市民の信託を受けた議会及び市長等が担う部分をいいます。

市民が地方公共団体である北見市に信託しているのは「まちづくり」の一部分です。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本的な事項を定める最高規範であり、市民、議会及び市長等はこの条例の趣旨を尊重するものとする。

2 議会及び市長等は、条例、規則等の制定改廃及び重要な計画の策定又は変更にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

【解説】

本条は、この条例の位置付けについて定めたものです。

この条例は、北見市のまちづくりの基本的な事項を定めるものであり、最高規範として位置付けることを明らかにしています。

この位置付けを踏まえ、議会及び市長等は、他の条例や規則等の制定・改廃、市政に関する計画の策定などにあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図らなければなりません。

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則

(基本理念)

第4条 まちづくりの主体は、市民である。

2 市民は、個人の尊厳と自由が等しく尊重され、自由な意思と責任を持ち、相互に支えあい、自立して暮らせる社会を自らつくるため、共に考え、共に取り組むものとする。

3 議会及び市長等は、その権限と責任において公正かつ誠実に市政を進め、自治体としての自立を確保するものとする。

【解説】

本条は、まちづくりを推進していく上で基本となる考え方を示しています。

日本国憲法第92条で「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定されており、この地方自治の本旨とは「住民自治」と「団体自治」という二つの概念から成り立っています。

○住民自治：住民自らが地域のことを考え、自らの手で治めること。

○団体自治：地域のことは、地方公共団体が自主性・自立性をもって、国の干渉を受けることなく、自らの判断と責任のもとに地域の実情に沿った市政を行うこと。

こうした考え方にに基づき、この条例においてもまちづくりは市民の手によって進められるものであることを謳っています。

第1項では、まちづくりの主体は市民であることを規定しています。

第2項では、地方自治の本旨の一つである「住民自治」を表しており、自立して暮らせる社会を築くために、まちづくりについて共に考え、共に取り組むことを規定しています。

第3項では、本旨のもう一つの概念である「団体自治」を表しており、自立した市政を推進することを規定しています。

(基本原則)

第5条 まちづくりは、市民参加のもとで行われるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、相互理解と信頼関係に基づき、それぞれの役割や責務を認識し、協働でまちづくりに取り組むものとする。

3 市民、議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。

4 市民、議会及び市長等は、自治区の特性と自主性を尊重するとともに、北見市全体の均衡ある発展に共に取り組むものとする。

【解説】

本条は、市民、議会、市長等がまちづくりを進めるに当たり必要となる基本的な原則を定めたものです。

まず、一つ目の原則として、まちづくりは市民参加のもとで進められることを規定しています。これは、まちづくりの主体である市民が積極的にまちづくりにかかわり、市民と行政が連携しながら安全で安心な暮らしやすい地域社会をつくることが重要であるからです。

また、魅力あるまちづくりの実現には、その担い手である市民、議会、市長等が共に取り組むことが大切です。これまでも北見市では「協働のまちづくり」を推進してきましたが、今後においても、市民同士、自治区同士、市民と行政が、共に手を携え、共に汗し、共に行動して、より良い地域社会をつくり上げていくことを二つ目の原則として規定しています。

第3項では、より良いまちづくりを進めるには、より多くの情報を保有し判断材料とすることも重要であり、市民、議会及び市長等が、それぞれが得たまちづくりに関する情報をお互いに共有することを規定しています。

第4項では、自治区の特性や自主性を尊重しながら、まちづくりを進めることを規定しています。北見市は、合併によって広大な面積を有するまちになりました。それぞれの地域の歴史や文化などを大切に、互いに協力しながら、住民に身近な課題をできるだけ身近なところで解決するという仕組みが必要です。

それと同時に、各自治区が一体感を持って北見市全体の均衡ある発展に共に取り組むことが重要です。

第3章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、安全で安心な生活を営む権利を有する。

2 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。

3 市民は、自らの意思で活動する権利のほか、まちづくりに参加する権利を有する。

4 市民は、前3項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けないものとする。

【解説】

本条は、まちづくりの主体である市民の権利について定めたものです。

第1項では、安全で安心な生活を営む権利を、第2項では、まちづくりを進めるための情報を知る権利を、第3項では、市民の自由な意思によって活動することやまちづくりに参加する権利を規定しています。また、第4項では、市民はこれらの権利を行使すること、あるいは行使しないことによって、不利益な扱いを受けるものではないことを規定しています。

(市民の責務)

第7条 市民は、互いに平等であることを認識し、尊重し合い、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

【解説】

本条は、市民の権利行使に伴う責務について定めたものです。

第1項では、市民は、まちづくりの主体として互いに尊重し合いながら積極的にまちづくりにかかわっていくよう努めることを規定しています。

市民は、自由な意思でまちづくりに参加する権利を有していますが、自らの発言や行動には責任が伴うことを第2項で規定しています。

(子どもの権利等)

第8条 子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有する。

2 子どもは、地域社会の一員として、まちづくりに参加する権利を有する。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの権利が保障されるよう必要な支援を行うものとする。

【解説】

本条は、子どもの権利等について定めたものです。

子どもも第2条第1号で定義している「市民」ですが、北見市の未来の担い手である子どもたちが、このまちで健やかに育つ権利、それぞれの成長過程に応じた形でまちづくりに参加することができる権利を有していることをあらためて規定しています。

1989年に国連総会で子どもの権利条約が採択され、日本も1994年にこれを批准しました。この条約では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の四つの権利を柱に定めています。

第3項では、すべての子どもがこれらの権利を等しく行使できるように、大人は必要な支援を行うことを規定しています。

(事業者の責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、事業者の責務について定めたものです。

市民としての事業者とは、第2条第1号で「市内で事業活動その他の活動を行う個人又は法人その他の団体」と規定していますが、事業者の活動は、まちづくりに大きなかわりをもっていることから、事業者も地域社会の一員として、自然環境や市民生活などに配慮した事業活動に努めることを規定しています。

第4章 議会

(議会の役割及び責務)

第10条 議会は、市政の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。

2 議会は、開かれた議会運営に努めるものとする。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査、研究を行うとともに、広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

【解説】

本条は、議会の役割と責務について定めたものです。

議会は、予算の決定や決算の認定、条例の制定改廃などさまざまな事案を審議し、市の意思を決定する機関であるとともに、執行機関と対等かつ緊張ある関係を保持しながら行政運営を監視し、お互いにけん制し合うことで、調和と均衡を図り公正な行政を確保するという重要な役割を担っています。市民の信託に応えるため、その権限を最大限に発揮し、政策形成に関する調査、研究を重ねるとともに、情報共有などにより開かれた議会運営に努めることを規定しています。

(議員の役割及び責務)

第11条 議員は、議会が前条の役割及び責務を果たすよう公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、市民の多様な意見及び要望の把握に努めるものとする。

2 議員は、議会の活動に関する情報等について市民に説明するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、議会を構成する議員の役割と責務について定めたものです。

地方分権の進展に伴い、それぞれの地方公共団体は、自己決定、自己責任によるまちづくりが求められており、議会、議員の判断の重要性はますます大きくなっています。

市民の多様な意見や要望を把握し、的確な判断を行うとともに、議会の活動状況を広く市民に周知していくよう努めることを規定しています。

第5章 市長等

第1節 市長等の役割及び責務

(市長の役割及び責務)

第12条 市長は、この条例の基本理念及び基本原則を尊重し、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。

2 市長は、市民の信託を受けた執行機関の代表者として、市民の意思を把握し、課題に適切に対応するものとする。

【解説】

本条は、市長の役割と責務について定めたものです。

地方自治法では、市長も執行機関の一部ですが、市長は市民の信託を受け、北見市を代表する地位にあることから、市長以外の執行機関と分けて定めています。

最高規範であるこの条例の趣旨を尊重し、公正かつ誠実に市政を運営するとともに、市民の意思を把握し、さまざまな課題の解決に向け取り組んでいくことを規定しています。

(市長以外の執行機関の役割及び責務)

第13条 市長以外の執行機関は、その職務の権限と責任において、所管する事務を公正かつ誠実に執行するものとする。

【解説】

本条は、市長以外の執行機関の役割と責務について定めたものです。

第2条で定義しているように、市長以外の執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。これら機関は市長部局と同様、市政運営に対して大きな役割を担っていることから、所管する事務を適正に執行することを規定しています。

(職員の役割及び責務)

第14条 職員は、市民の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等の向上に努めるものとする。

【解説】

本条は、職員の役割及び責務について定めたものです。

職員は、地方公務員法においてさまざまな義務が定められていますが、常に市民とともにまちづくりを進めていくという意識を持ち、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

また、地方分権が進み、地域自らが自己決定と自己責任に基づき、地域の特性を生かした特色あるまちづくりを進めていくことが必要であり、職員として職務を遂行する姿勢や資質の向上が求められています。

第2節 市政の運営

(総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため総合計画を定め、具体的な事業を明らかにする実施計画を策定し、公表するものとする。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) まちが目指す将来像とそれを実現するための基本目標及び施策の大綱等を示す基本構想

(2) 前号の基本構想に基づき、今後取り組むべき主要施策を体系的に定める基本計画

3 市長は、前項第1号の基本構想を策定するに当たっては、議会の議決を経るものとする。

4 市長は、総合計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を充実させるものとする。

5 市長等は、総合計画の進行管理を適正に行い、その状況を公表するものとする。

6 総合計画は、必要に応じ見直すものとする。

【解説】

本条は、まちづくりにおける最上位計画である総合計画について定めたものです。

総合計画は、北見市の将来像やまちづくりの基本目標を示す基本構想と、それを実現するための基本計画により構成されています。さらに実施する事業の優先順位や財政などを示す実施計画により、具体的事業内容を明らかにしています。平成23年の地方自治法の改正により、総合計画の策定及び基本構想の議決について市に委ねられることとなりましたが、本市としては、総合計画は引き続き策定することとし、基本構想は市全体の総意により策定されることが必要であるため、議会の議決を経ることとしました。

総合計画は、まちづくりにおける最上位計画として位置づけられるものであるため、多様な市民が参加できるよう努めることを、また、行政評価委員会などを通じて総合計画の進行管理を適正に行い、市民にその状況を公表することを、さらに社会情勢の変化など、必要に応じて柔軟に見直しができることをそれぞれ規定しています。

【関連する条例等】

- ・北見市総合計画
- ・北見市総合計画審議会条例

(財政運営)

第16条 市長は、総合計画に掲げる将来像の実現に向けて、必要な財源を確保し、健全な財政運営を行うものとする。

2 市長は、財政運営の透明性を確保するため、市民に分かりやすい資料を作成し、公表するものとする。

3 市長等は、その保有する財産を適正に管理し、効率的かつ効果的な運用を行うものとする。

【解説】

本条は、財政運営に関して臨むべき姿勢を定めたものです。

健全な財政運営を維持するとともに、財政運営の透明性を確保するため、各種財政指標等を市民に分かりやすく公表することを規定しています。

また、第3項では、市が保有する財産は市民共有の財産として適正に管理し、効率的かつ効果的な運用を行うことを規定しています。

【関連する条例等】

- ・北見市財政状況の公表に関する条例

(行政評価)

第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。

2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、行政評価について定めたものです。

行政評価とは、効率的で効果的な市政運営を推進するため、総合計画に基づいて実施する個々の事務事業やこれを束ねた施策単位を一定の基準や視点で評価し、その結果を改善に結びつける手法です。ここでは、必要性等を検討した上での事業の取捨選択、改善後の状況や効果、影響などについても検証します。

行政評価にあたっては、費用対効果や市民への影響、目標設定や達成度合いなどを具体的な数値を使って示し、市民に分かりやすい形で公表することが必要です。

これまでも行政評価を実施していますが、今後は外部評価制度を整備するとともに、評価結果に基づき具体的な改善に結びつけることが求められています。

(組織運営等)

第18条 市長等は、簡素かつ機能的で、市民に分かりやすい組織を編成するものとする。

2 市長等は、市政の課題に迅速かつ的確に対応できる職員を育成するものとする。

【解説】

本条は、組織及び職員の育成について定めたものです。

市の組織機構は、簡素かつ機能的で市民に分かりやすいことが肝心であり、第1項では、市長等は、多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応できる組織として編成することを規定しています。それと同時に、効率的に市政運営が図られるよう、適宜、行政改革を進めていくことも必要です。

また、市民主体でまちづくりを進めていく上で、一人ひとりの職員はもともと身近にいる存在です。市民の立場で考え、市政課題に迅速かつ的確に対応できる職員が求められており、職員は自己研鑽に努めることはもちろんですが、市長やその他の任命権者も積極的に職員を育成しなければならないことを第2項で規定しています。

【関連する条例等】

- ・北見市組織条例
- ・北見市教育委員会事務局の組織及び教育機関の組織に関する規則
- ・北見市上下水道局組織規程
- ・北見市監査事務局規程
- ・北見市議会事務局設置条例
- ・北見市（各）農業委員会事務局規程
- ・北見市職員研修規則

(出資団体等)

第19条 市長等は、次に掲げる団体に対し、出資等の目的が達成されるよう定期的に検証し、必要に応じ助言、指導等を行うものとする。

- (1) 出資している法人その他の団体
- (2) 運営のための補助その他の支援をしている法人その他の団体
- (3) 公の施設の管理を委ねている法人その他の団体
- (4) 職員を派遣している法人その他の団体

【解説】

本条は、出資団体等に対する関与について定めたものです。

北見市には、公共性の観点から市が出資や運営補助、あるいは公の施設の管理委託や職員を派遣している団体等があり、市政の推進に大きなかかわりをもっています。このため、市が出資など何らかの形で関与している団体等に対し、その目的に沿って効率的に事業が運営されるよう助言や指導等を行うとともに、出資等の効果や必要性について定期的に検討することを規定しています。

【関連する条例等】

- ・北見市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例

第3節 公正と信頼の確保

(法令の遵守等)

第20条 市長等は、法令等を誠実に遵守し、職務に係る倫理を保持するものとする。

【解説】

本条は、法令の遵守等について定めたものです。

自治体は、地域の実情に応じて、法令を自主的に解釈し運用することができますが、これはあくまでも、法令の制定趣旨の範囲内でのことです。

昨今、全国的に組織全体がかかわる不祥事や汚職等が発生しています。これらは、意図的な法令違反や誤った法令解釈によるものですが、このようなことは、市政への信頼を著しく失墜させることになります。

こうしたことを未然に防ぎ、公正な市政を運営するため、市長等は法令等を正しく理解、遵守し、倫理を保持することが求められています。

近年、職員の法令遵守の推進体制を整備するための条例を制定している自治体もあります。

(行政手続)

第21条 市長等は、条例、規則等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を明らかにするものとする。

【解説】

本条は、行政手続について定めたものです。

市長等は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、申請や許認可、処分、行政指導等の手続きに関する基本的な事項を明らかにすることを規定しています。

【関連する条例等】

- ・北見市行政手続条例

(公益通報)

第22条 市長等は、公正な職務執行を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為について、職員等からの通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が通報により不利益を受けないよう必要な措置を講じるものとする。

【解説】

本条は、不正行為などに対する職員等からの告発行為について定めたものです。

市長等は、公共の利益を確保するという観点から、公正な職務執行を妨げ、市政に対する市民の信頼を損なう行為について、その事実を市職員や市と利害関係にある事業所に従事する労働者、その他の民間労働者から通報を受ける体制を整備することを規定しています。また、通報者が通報したことにより不当な取扱いを受けないよう通報者が守られる仕組みでなければなりません。これは、不正事実が放置されることや隠蔽されることを抑止する効果があるからです。

市政における違法な事態の防止、透明で公正な市政運営を確保するため「公益通報条例」を制定している自治体もあります。

【関連する条例等】

- ・北見市公益通報に関する要綱

(要望、意見等への対応)

第23条 市長等は、市政に対する市民からの要望、意見等について、速やかにその内容を把握し、誠実に対応するものとする。

【解説】

本条は、市民からの要望、意見等への対応について定めたものです。

市には、市政運営に対するさまざまな要望や意見、苦情等が寄せられます。市長等がそれらに迅速かつ誠実に対応することは、市民主体のまちづくりを進める上からも、市民と行政のより確かな信頼関係を築く上でも大変重要なことです。

(権利の擁護)

第24条 市長は、市民の権利利益を擁護するため、市政に対する市民からの苦情等を公正かつ中立的な立場で迅速に処理する体制を整備するものとする。

【解説】

本条は、市民の権利利益の擁護について定めたものです。

市長は、市民からの市政に関する苦情等を公平中立な立場で迅速に処理する体制を整備することにより市民の権利や利益を守るとともに、開かれた市政を推進することを規定しています。

【関連する条例等】

- ・北見市オンブズマン条例

第6章 市政への市民参加

(市民参加の推進)

第25条 議会及び市長等は、市民が市政に参加する機会が保障されるよう、多様な制度の整備に努めるものとする。

2 市長等は、参加した市民からの意見、提案等を適切に市政に反映するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、基本原則の一つである「市民参加によるまちづくり」及び第6条の「市民の権利」を受けて、市政への市民参加の推進について定めたものです。

市民は、まちづくりに参加する権利を有しています。第1項では、議会や市長等は、この権利を保障するため、政策立案、実施、評価などの市政に関するさまざまな場面でより多くの市民が参加できるよう第26条から第28条に定める「委員の公募等」、「意見の公募」、「住民投票」のほか、多様な制度を整備していくことを規定しています。このことは、透明で公正な市政運営を確保することにつながり、協働のまちづくりを推進する上で、とても重要なことです。

また、市民からの意見や提言等を「聞くだけ」、「受けるだけ」ということでは参加の意義が薄れてしまいます。市長等は、市民からの意見や要望等を積極的に受け止め、適切に反映していくことを第2項で規定しています。

(委員の公募等)

第26条 市長等は、審議会等を設置するときは、その設置目的に応じ、原則として委員を公募し、その結果を公開するものとする。

2 市長等は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければならない。

【解説】

本条は、審議会等の委員の公募、会議及び会議録の公開について定めたものです。

執行機関の事務について審査、審議、調査等を行うため、さまざまな審議会、協議会、委員会などが設置されていますが、これら審議会等に市民が参加できる機会を保障するとともに、その会議や会議録を公開することによって、透明性の高い市政運営を行なうことを規定しています。

なお、委員の選考にあたっては、男女の比率や、できる限り同一人物が複数の委員職を兼務することがないように幅広い人材を確保する配慮が望まれます。

【関連する条例等】

- ・北見市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

(意見の公募)

第27条 市長等は、市政に関する事項について必要があると認めるときは、事前に情報を市民に分かりやすく公表し、意見を求めるものとする。

2 市長等は、前項の手続により提出された意見を考慮し意思決定を行うとともに、提出された意見に対する考え方を公表するものとする。

【解説】

本条は、意見公募（パブリックコメント）について定めたものです。

市長等は、重要な計画の策定や見直し、重要な施策の立案、実施、評価する場合など市政に関する事案について必要があると認めるときは、事前にその案や考え方などを市民に公表し、その案に対して市民が意見を述べることができる機会を保障するとともに、出された意見等に対する応答責任を果たすことを規定しています。

【関連する条例等】

- ・北見市パブリックコメント手続実施要綱

(住民投票)

第28条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認するための住民投票制度を整備するものとする。

2 議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重するものとする。

【解説】

本条は、住民の意思を直接確認する仕組みとなる住民投票について定めたものです。

住民投票は、市の将来を左右するような重大な問題や市政に大きな影響を及ぼす事案について、直接市民の意思を確認するための制度です。

住民投票の結果については法的な拘束力はありませんが、第2項において、議会及び市長等は住民の意思を真摯に受け止め、その結果を尊重することを規定しています。

【関連する条例等】

- ・北見市住民投票条例

第7章 協働のまちづくり

(市民活動の推進)

第29条 市民は、自らの意思に基づき、市民活動に取り組むものとする。

2 議会及び市長等は、市民活動の自主性を尊重するとともに、必要に応じ支援を行うものとする。

【解説】

本条は、市民活動の推進について定めたものです。

基本理念や基本原則に規定しているように、まちづくりの主体は市民であり、まちづくりは市民の快適な生活の実現のために行われるものであることから、市民は、自らの意思に基づいて、個人や町内会、企業、団体などの単位で、さまざまな活動に積極的に取り組むことが大切です。

また、議会や市長等は、市民が主体的に取り組む市民活動を尊重し、活動の充実が図られるよう情報の提供や人的・財政的支援、活動の場の提供など、必要な支援を行うことを規定しています。

(協働の推進)

第30条 市民は、まちづくりの主体として、互いの市民活動を尊重し、共にまちづくりを進めるものとする。

2 議会及び市長等は、協働のまちづくりを進めるための環境づくりに努めるものとする。

【解説】

本条は、協働の推進について定めたものです。

快適で住みよいまちづくりを進めていくためには、市民が主体となって多様な市民活動を展開し、互いの活動を尊重し合い、共に連携して取り組むことが大切です。

また、議会や市長等は、市民同士、自治区同士、市民と行政が共に手を携え、共に汗し、共に行動する協働のまちづくりの推進に向けた環境整備に努めなくてはなりません。

そして、まちづくりに市民意思が反映される基盤ができること、自助・共助・公助のシステムが機能すること、自治区が共生・連携することがオホーツク圏域の中核都市を目指す上からも必要なことです。

【関連する条例等】

・北見市市民協働推進指針

第8章 情報の共有

(情報の公開及び提供)

第31条 議会及び市長等は、保有する情報を積極的に公開するものとする。

2 議会及び市長等は、市政に関する必要な情報を作成し、市民に提供するように努めるものとする。

【解説】

本条は、情報の公開及び提供について定めたものです。

基本原則で謳う「情報共有」を推進するとともに、市民の権利の一つである「まちづくりに関する情報を知る権利」を保障するものです。

議会や市長等は、協働によるまちづくりを進めるため、積極的に情報を公開、提供し、市民と共有することが必要です。そのために議会や市長等は、必要な情報を収集するとともに、その情報を適切に管理し、いつでも分かりやすい形で市民に公開、提供できる体制の整備に努めなければなりません。

平成13年に施行された、いわゆる情報公開法や各地方公共団体で制定された情報公開条例は、住民からの請求があった場合、保有する情報について公開するという制度を整備したものです。しかし、近年は、保有する情報の公開に留まらず、行政の説明責任を果たすために積極的に情報を発信していこうとする流れが強まっています。

【関連する条例等】

- ・北見市情報公開条例

(説明責任)

第32条 議会及び市長等は、市政に関する事項を市民に分かりやすく説明するものとする。

【解説】

本条は、市政に関する説明責任について定めたものです。

議会や市長等には、市政の運営に関して、その内容や経過、結果などを市民に分かりやすく説明する責任があります。

事業計画や内容について説明し、理解を求めていくことは、市民との信頼関係を保つ上でも、また、円滑に市政運営していく上でも重要な要素となります。

(個人情報保護)

第33条 議会及び市長等は、個人の権利利益を保護するため、保有する個人情報を適切に取り扱うものとする。

【解説】

本条は、個人情報保護について定めたものです。

まちづくりを進める上で情報を共有することが必要ですが、その場合、個人のプライバシーには十分配慮しなければなりません。個人情報の流出は、人権侵害や権利利益侵害を招くおそれがあります。こうしたことから、議会及び市長等は、保有している個人情報を適切に取り扱うことを規定しています。

【関連する条例等】

- ・北見市個人情報の保護に関する条例

第9章 自治区

(自治区の設置)

第34条 議会及び市長は、個性豊かで活力ある地域社会の実現に向けて、本市の区域を分けて定める区域ごとに自治区を設置し、振興を図るものとする。

2 市長は、自治区に総合支所、自治区長及びまちづくり協議会を置くものとする。

【解説】

本条は、自治区の設置について定めたものです。

合併に際し、旧市町間では自治区のあり方について多くの議論が交わされました。自治区制度は、地方自治法や合併特例法で規定されていますが、法による自治区は一定のルールに則って設置しなければなりません。既存制度では、議論を重ねてきたさまざまな要件を満たすことは難しいと判断し、北見市独自の自治区制度を設けることとしました。

特に、端野町・常呂町・留辺蘂町の住民にとっては、自治区の設置を自治体の憲法といわれる「まちづくり条例」に盛り込むということが、合併の是非を判断する上で大きな要素となりました。

【関連する条例等】

- ・北見市自治区設置条例
- ・北見市副市長定数条例

(自治区の連携)

第35条 議会及び市長等は、自治区間の連携を深め、北見市全体の均衡ある発展を目指すものとする。

【解説】

本条は、自治区間の連携について定めたものです。

各自治区には、これまで長年にわたり積み重ねてきた文化や産業の歴史があります。

これらは、これからも大切に守り育てていかなければなりません。それとともに、新しい北見市として新たな歴史を創り上げ、発展していくことも必要で、そのために、それぞれの地域が尊重し合い、協力しながら、共にまちづくりを進めていくことを規定しています。

第10章 危機管理

(災害等への対応)

第36条 市長等は、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、迅速かつ的確に対応できる体制を整備するものとする。

2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害等の発生に備え、市民及び関係機関との連携、協力関係を築くものとする。

3 市民は、日頃より災害等に対する備えに努めるものとする。

4 市民は、災害等の発生時において、自らの安全確保を図るとともに、果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら対応するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、災害等への対応について定めたものです。

市長等には、市民の安全で安心な暮らしを守っていく責任があります。

近年、この地域においても大雨や地震などの自然災害が発生し、また、全国、世界に目を向けると、感染症、無差別殺傷事件、国際紛争、テロ、コンピュータウイルスなど、予期せぬ事件や事故が起きています。

市長等は、災害や不測の事態に対して、迅速かつ的確に対応できる体制を整えておく必要があります。

また、大規模な災害等の発生時においては、広域的な対応が必要であったり、行政だけでは対処しきれないことも想定されます。このことから、行政は、市民の防災意識を高め、国や北海道、その他の自治体との連携や協力関係を築くことを規定しています。

また、市民は、日頃から万一の災害等に備え、避難場所の確認や家族、知人等への連絡方法など、必要な知識の習得や連携確保に努めるとともに、自らが果たすべき役割を認識し、互いに助け合う必要があります。近年の大地震などにおいては、町内会などの活動が、被害を最小限に止める大きな力となっています。

【関連する条例等】

- ・北見市防災会議条例
- ・北見市災害対策本部条例
- ・北見市国民保護協議会条例
- ・北見市国民保護対策本部及び北見市緊急対処事態対策本部条例
- ・北見市地域防災計画
- ・北見市国民保護計画

第11章 国、北海道及び他の自治体との関係等

(国、北海道その他の自治体との連携等)

第37条 議会及び市長等は、共通する課題又は広域的な課題の解決に向けて、国、北海道その他の自治体と相互に連携、協力する関係を築くものとする。

2 議会及び市長等は、まちづくりの課題について、必要に応じ、国及び北海道等に対し、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。

【解説】

本条は、国、北海道、他の自治体との関係について定めたものです。

市民の生活圏や経済圏が広がるとともに、環境問題や社会資本整備など、市単独で取り組むことが難しい課題が多くなっています。このような広域的な課題を解決するため、国や北海道、他自治体等と連携・協力する関係を構築するとともに、関係する制度の整備等について積極的に提案を行うことを規定しています。

(国際交流等)

第38条 市民、議会及び市長等は、国内外の人々及び団体との多様な分野における交流を推進し、まちづくりに生かすものとする。

【解説】

本条は、国際交流等について定めたものです。

北見市は、アメリカのエリザベス市、ロシアのポロナイスク市、韓国の晋州市、カナダのバーヘッド町、高知県の高知市及び佐川町、宮城県の丸森町、岐阜県の大野町と多くの自治体と姉妹・友好都市関係にあり、自治体間はもちろん、民間レベルにおいても活発な交流が展開されています。

今後とも、姉妹・友好都市をはじめ、国内外の団体等と多様な分野での交流を行い、その成果などを北見市のまちづくりに生かしていくことが必要です。

【関連する条例等】

- ・北見市国際親善交流委員会条例

第12章 条例の改正等

(条例の実効性の確保)

第39条 市長等は、まちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って運用されているかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による評価、見直しに当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

【解説】

本条は、条例の趣旨に関する事務等の検証について定めたものです。

本条例は、第3条でまちづくりの最高規範と位置付け、条例等の制定や改廃、重要な計画の策定や変更等にあたっては、この条例の趣旨を十分に尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならないとしています。このことから、この条例の実効性を確保するため、具体的な取り組みなどが規定内容に沿って行われているか、どのように機能しているかなどを検証し、市民の意見に基づいた必要な見直しを行うための仕組みを整備することを規定しています。

(条例の見直し)

第40条 議会及び市長は、社会経済情勢に変化があった場合など、この条例を見直す必要があると認めるときは、速やかに措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じるに当たっては、市民の意見を適切に反映させるものとする。

【解説】

本条は、条例の見直しについて定めたものです。

社会情勢は目まぐるしく変化しています。この条例で定める内容が時代に合致しなくなったり、整合がなくなったときには、本条例の最高規範性を確保するために柔軟に対応することとし、その際は、市民の意見を適切に反映することを規定しています。